

同意（誓約）書（硫黄島以外）

国の慰霊巡拝の参加に当たり、以下の事項について同意（誓約）します。

1. 個人行動の制限

国の慰霊巡拝は団体行動が基本原則となり、個人行動は制限されます。そのため、全日程に参加していただくとともに、慰霊巡拝の期間中は国の指定した宿泊先（結団式当日の前泊を含みます。）に宿泊していただきます。また、食事についても、アレルギー等特段の事情がない限り、巡拝団全員で同じ食事を召し上がっていただきます。

2. 補助金の支給

参加に係る費用のうち、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された以下の合計額の 3 分の 1（※）が補助金として支給されます。

- ・ 外国旅費のうち航空賃・鉄道賃・宿泊費・宿泊手当・渡航雑費等
- ・ 居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費（結団式当日の宿泊料・宿泊手当を含みます。）

（※）今回のご旅行にかかる実費額の 3 分の 1 ではありません。

当該補助金は、公募により選定した民間団体を通じて、手配旅行業者に支払われますので、補助金相当額を差し引いた金額が、旅行経費として手配旅行業者からみなさまに請求されます。

なお、遺族代表の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

3. 日程変更等に伴う追加費用等の発生

予期せぬ航空会社の運行スケジュールの変更や相手国の事情等により、日程を変更する場合や慰霊巡拝を中止する場合があります。それに伴い、追加費用やキャンセル料が発生する場合があります。

令和 年 月 日

氏名

（以下は、参加者が未成年（満 18 歳未満）の場合に、親権者が記載してください。）

同意書

以下の参加者が慰霊巡拝に参加することに同意します。

令和 年 月 日

参加者氏名

親権者氏名
